

三島木経済通信

12月24日

発行所
株式会社FPリサーチパートナーズ
協賛
清の口夜大学
〒213-0001
川崎市高津区溝口3-7-21
044-814-3553

電子版アドレス
fp-research.jp/keizai/1224

「住まい」
「暮らし」
「新発想」

FPリサーチパートナーズ

清の口夜大学
mizu-univ.org

平成24年以降の改革予定をチエツク

税制先送りは一層の老後負担に

節約体質から収入アップ体質に！

増税増税と言われる中、まだ実施されず先送りされている現在だが、いずれ施行されるのは確かだ。今までの流れで多いのは「厚生労働省」が発表した案はその内施行されているということだ。日本の財政を圧迫する「年金」がそれにあたる。すでに出た案は、年金68歳支給案や3号制度の保険料負担、年金受給世代の支給率削減、保険料率アップなど様々だ。また1年前から議論されていた相続税増税もいよいよ来年4月から施行となりそうであり、予定から施行へ徐々に動きだす。税制改革がされてから、困らない為に、何が起るのかをしっかりと受け止めておく必要がある。色々な対策を講じることも重要だが、今後の厳しい税制

- ・相続税増税
⇒控除額4割削減
- ・成年控除見直し
⇒23歳～64歳適用除外
- ・消費税増税
⇒2年後めど7%、段階的に10%超へ
- ・3号被保険者関連
⇒週20時間以上勤務、社会保険義務案
⇒保険料負担案、配偶者控除撤廃案
(いずれも予定であり決定事項ではありません)



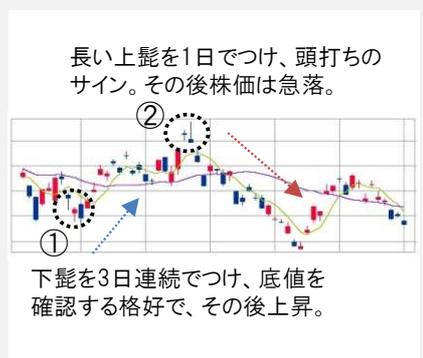
税制改正予定

に対応していくには「節約」だけではなく断続的に上昇していくからだ。その為には収入をアップするなどの家計の体カアップが変化する税制に対応していく重要な要素となる。変化のある来年から如何に自己防衛をしていくかは国民の課題だ。増税を吹き飛ばせるだけの、自助努力をこの年末にしっかりと整理して欲しい。

ネット証券、保険の使い方に注意

証券、保険などは店舗を持たない「ネット系」の普及が盛んだ。商品も多種多様であり、営業される心配もない。逆手にとれば、しっかりとした説明なしで商品を購入出来てしまうので、正に自己責任だ。便利なネット系の商品は適切な知識でしっかりと見極めて購入しないと、損をすることも多い。少しの知恵をつけて、ネット証券系の手数料の安さや短い期間の保険など、良い所どりをして頂きたい。

連載 ■ 1. 株価シグナルの見方



日経平均株価(日足3か月)

株価の見方は沢山あるが、今回はチャートを見てみたい。チャートは一日の動きを示す日中足と日毎を示す日足、週単位を示す週足などがある。よく使われる日足をみてみたい。日足で上に長い線があるのを上髭と言ひ、株価は上昇したが、最終的には下落して終わったことが分かる。逆に下に長い線があるのを下髭と言ひ、日中下落した株価は上昇して終わったことを示している。チャートの中には日々の情報が実は沢山詰まっている。図の○①で示した所が「下髭」でその後株価は反発している。一方で○②は「上髭」でその後株価は下落している。一般的に底値圏での下髭は株価上昇局面で、高値圏での上髭は株価下落局面を示すことが多い。チャートからは色々な事がわかる。

税制特例、2極化傾向に

経済活性関連は継続か

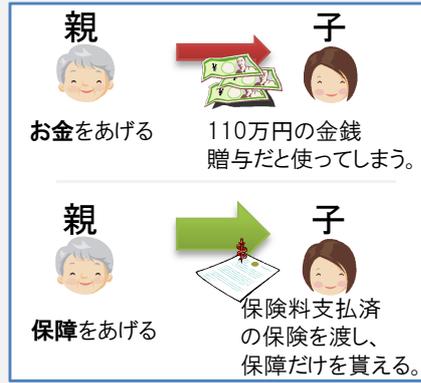
色々な税制特例に変化がありそう。そもそも特例とは、限定的に税金を下げたりしている制度。長い不景気の日本では特例が当たり前になっている。ただ、歳入アップを模索する中で特例解除の動きもみられそう。政府としては景気を下げる訳にはいかないから、これから取得する、流通を良くするものなどは継続して減税を続ける流れで具体的には住宅ローン減税や証券税制が継続されている。一方で特例が解除されるようなのは、固定資産税などの、すでに特例で税制的に有利に取得している人に対する恩恵を無くす方向なのが読み取れる。自分にどんな税制特例が適用されているかは今後の為にも注意して頂きたい。

暦年贈与を活用した「保険贈与」

基礎控除を活用して非課税に

増税、年金問題、今の若い世代の人の先行きは実に深刻だ。「保険？」そんな余裕ないですよ……。そんな若い世代に贈与する特例はあるが、住宅関係が殆どで、将来不安もあり簡単に住宅取得する人は少ない。年間110万円まで非課税の制度があるが、お金を渡しても使ってしまう。そういう時には、保障をプレゼントする方法がある。保険加入というと社会人になってからが一般的だが、子供が支払う予定の保険料を一括で前払いしてあげることが出来る。仕組みは簡単で、将来子供が加入するであろう保険を一時払いの形で契約し、その金額を払ってあげればよい。多額の死亡保障などは110万円に収まらないので難しいが「医療保険」などは、買ってあげられる。

子供に対するプレゼントになる



保険贈与のイメージ

実際に20歳男性に一般的な終身医療保険をプレゼントすると約74万円程度で、渡すことが可能で、子供はお金を貰わない代わりに、将来の保障をプレゼントされたことになる。昨今の保険料は安いが審査は厳しい為、健康で加入できる内に入れるのもメリットだ。プレゼントしてあげられる子供の年齢は6歳から。お金ではない形の贈与も考えてみては？詳細はFPリサーチパートナーズまで問い合わせすれば、贈与の手続きを含め詳しく教えてくれる。

高額療養費は世帯合算が可能

扶養親族が多い家庭は要チェック

1カ月の医療負担が一定額を超えると還付される「高額療養費制度」意外と知られていないのが「世帯合算」だ。健康保険上の扶養である医療費は合算して高額療養費の対象となる。同居であっても、健康保険上の扶養でなくてはならないが、両親などを扶養している場合には払戻の可能性が高い。70歳以上の外来による自己負担額は12,000円となっており、意外と簡単に払い戻しが受けられる可能性がある。世帯合算できるという制度だと知っておいて頂きたい。

ファイナンシャルプランナーの知恵を習得する学校

身につけよう問題解決能力！



詳しくはwebサイトから mizo-univ.org
溝の口夜大学

株式会社FPリサーチパートナーズ

暮らしの「困った!」は大丈夫ですか?

ライフプラン 住宅ローン 保険見直し

資産運用投資 相続対策贈与

地元のファイナンシャルプランナー事務所に相談して解決しよう!

詳しくはwebサイトから www.fp-research.jp

FPリサーチ

☎044-814-3553

✉ info@fp-research.jp

川崎市高津区溝口3-7-21 シャテロ高津1F 高津駅徒歩1分